㈠　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。
㈡　最大支間長が60m以上の工事。
㈢　床版形式が鋼・コンクリート合成床版（グレーチング床版を除く。）の工事。
㈣　架設工法が送り出し工法の工事。
⑸　下記３⑶２）②㈠に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）
②　上記⑷に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　段階選抜による総合評価落札方式　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式である。
１）下記⑵に示す一次審査により、指名された者は技術提案書を提出するものとする。
２）提出された技術提案書等を下記⑶に基づき二次審査を実施して加算点を付与する。
３）二次審査の結果により付与された標準点及び加算点の合計点を、当該入札者の入札価格で除して算出した値を用いて落札者を決定する。その概要は次の⑵及び⑶のとおりであるが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書に示すとおりである。
⑵　一次審査　以下の項目①及び②における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、その評価点を得た全ての者を含んで指名する。ただし、２⑴から⑽の要件を満たす入札参加希望者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加希望者を指名する。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局総合評価審査委員会における審査の結果、上記２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。
①　企業の施工実績（審査評価点）
ア）上記２⑷の同種工事の施工実績として求めている㈠から㈣に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績について、同一橋梁で満たしている場合について、優位に評価する。
イ）国土交通省北海道開発局、各地方整備局、及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注工事で過去２年間（平成21・22年度）に完成した当該工事種別の工事における工事成績平均点で評価する。
②　配置予定技術者の能力（審査評価点）
ア）上記２⑷の同種工事の施工実績として求めている㈠から㈣に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績について、同一橋梁で満たしている場合について、優位に評価する。
イ）配置予定技術者の実績として提出された、国土交通省北海道開発局、各地方整備局、及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）工事成績のみで評価する。対象年度は平成19年度以降完成した工事とする。
⑶　二次審査及び落札者の決定　発注者から上記⑵により指名された者のうち、下記４⑷の期間内に提出された技術提案書が適正である者について、提出された技術提案を審査する。加算点評価項目は、下記１）施工体制評価及び加算点評価項目に示すとおりとする。
１）施工体制評価点及び加算点評価項目
①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
②　評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
㈠　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
㈡　性能等の評価に関する事項
(i)　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
・「鋼箱桁内部の防食性向上対策」について
(ii)　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
・「鋼・コンクリート合成床版の充填性向上対策」について
※㈠の項目で最大30点、㈡の項目で最大50点の加算点とする。
２）落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格）}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。
③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。
ＨＰアドレス：http://www.cbr.mlit.go.jp
「企業と自治体」―「入札・契約情報」―「工事」―「入札公告、掲示文、入札説明書、技術資料作成要領」
入札説明書の交付期間：別表１．①のとおり
なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、４⑴の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。
図面、仕様書等の交付期間：別表１．②のとおり